

国営農地再編整備事業実施要綱

平成7年4月1日付け7構改D第157号 制 定
令和5年4月1日付け4農振第3589号 最終改正
農林水産事務次官通知

第1 趣旨及び目的

1 近年の農業の国際化の進展に対応し、農業と農村の活性化を緊急に図っていくためには、土地利用の整序化を図りつつ、生産基盤の整備を行うとともに農用地の流動化を進め、効率的かつ安定的な農業経営の展開を図ることが重要である。

また、中山間地域においては、過疎化・高齢化の進行等に伴い、耕作放棄地が増大しており、優良農用地の保全を計画的に行い、生産性の高い農業経営の定着を図ることが緊急の課題となっている。

国営農地再編整備事業（以下「本事業」という。）は、このような地域の実情を踏まえ、広域にわたる計画的な生産基盤の整備を行い、生産性の向上及び地域農業の展開方向に即した農業構造の実現を図るとともに、農業的土地利用と非農業的土地利用との整序化を図ることにより農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。

2 本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 農業振興地域整備計画との整合

1 本事業の実施に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に定める農業振興地域整備計画との整合を図るものとする。

2 本事業は、農振計画における農用地区域を対象とする。

ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて本事業の対象とせざるを得ない場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の一部の区域を本事業の対象とすることができるものとする。

また、農用地区域内で行われる本事業に併せて、農用地区域と農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の整序化を図り、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設等を行う場合には、当該農用地区域以外の区域を事業の対象とすることができるものとする。

第3 事業地区

本事業の事業地区は、社会経済条件を同じくする地域で、本事業の実施により農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化を図り得ると認められる地域内にあるものとする。

第4 事業内容等

本事業は、中山間地域型、次世代農業促進型及び草地整備型で構成されるものとし、それぞれの事業内容及び採択基準は、次のとおりとする。

1 中山間地域型

(1) 事業内容

① 中山間地域型は、令第49条第1項第5号に掲げる区画整理及び開畑（開畑して畑とすることが適当な土地及び農地間の地目変換により畑とすることが適当な土地を受益地とするものに限る。以下同じ。）を併せ行う事業を基幹事業とし、基幹事業と併せ行うことが適当と認められる同項第6号に掲げる事業を併せ行うことができるものとする。

- ② 令第 49 条第 1 項第 5 号の農林水産大臣が定める基準は、生産者と消費者との交流の促進を通じて地域農業の生産性の向上及び農業構造の改善を図るため、消費者への直接販売等に資する参加・体験型農園が設定される土地であって、おおむね 20 ヘクタール以上の面積を有することとする。

(2) 対象地域

地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、別に農村振興局長が定めるもの（以下「中山間地域」という。）に限る。ただし、中山間地域に隣接して農業生産条件等において一体的なつながりを有する市町村を対象地域に含めることができる。

(3) 基幹事業の採択基準

基幹事業の採択基準は、次の①及び②に定める要件を満たすものであることとするが、畑を主として対象にする地区（受益地の面積に占める田以外の農用地の面積の割合がおおむね 2 分の 1 以上であるものをいう。以下同じ。）にあつては、①及び③に定める要件を満たす場合にも採択基準を満たすものとする。

- ① 基幹事業に係る受益地の地積の合計がおおむね 400 ヘクタール以上であつて、当該基幹事業に係る受益地の地積の合計に占める区画整理及び開畑を併せ行う事業に係る受益地の地積の割合が 3 分の 2 以上であるもの。

ただし、区画整理及び開畑を併せ行う事業の施行地域内に 1 の (1) の②の農林水産大臣の定める基準に該当するものを含む場合にあつては、当該区画整理及び開畑を併せ行う事業に係る受益地の地積がおおむね 200 ヘクタール以上であるもの。

なお、令第 49 条第 1 項第 5 号のイからニまでに掲げる事業については、別に定める要件に合致するものであることとする。

- ② 区画整理及び開畑を併せ行う事業の施行地域内にある農用地の面積に占める田の面積の割合がおおむね 4 分の 1 以上であり、かつ、その田の面積に占める地目変換又は非農用地区域の設定等が行われる面積の割合が 10 分の 1 以上であること。

- ③ 事業完了時の区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益地内における利用権等設定率がおおむね 20 パーセント以上又は利用集積率がおおむね 80 パーセント以上となることを見込まれること。

(4) 併せ行う事業の採択基準

併せ行う事業は、令第 49 条第 1 項第 6 号に掲げる事業とし、その採択基準は、別に定める要件に合致するものであることとする。

2 次世代農業促進型

(1) 事業内容

次世代農業促進型は、令第 49 条第 1 項第 4 号の 3 に掲げる区画整理を基幹事業とし、基幹事業と併せ行うことが適当と認められる令第 49 条第 1 項第 4 号の 3 に掲げる農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破碎又は除礫を含む。）を併せ行うことができるものとする。

(2) 採択基準

次世代農業促進型における令第 49 条第 1 項第 4 号の 3 の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるとおりであり、本事業の採択に当たっては、次の要件の全てを満たすものとする。

- ① 次世代農業農村振興計画が市町村により策定され、かつ次世代農業農村振興計画において土地改良長期計画（法第 4 条の 2 の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）に定める成果目標等の達成が見込まれること。なお、次世代農業農村振興計画に定めるべき事項等については、農村振興局長が別に定めるものとする。

- ② 基幹事業及び基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業に係る受益地

- (1) 本事業の実施を要望する市町村長は、本事業の予定地区を定め、その地区について調査を実施することを、都道府県知事を経由して地方農政局長に申請することができる。
- (2) 地方農政局長は、(1)の申請の適否を判定し、適当と認めた場合には、農林水産大臣にその旨の上申を行うものとする。
- (3) 地方農政局長は、農林水産大臣の決定を受けた地区について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性について検討を行い、本事業の土地改良事業計画の案を作成するものとする。
- (4) 貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）が本事業の実施地区に含まれる場合は、(1)から(3)までにかかわらず、埋蔵文化財調査を実施するものとする。
- (5) 調査に必要な経費は、本事業の事業費には含まれないものとする。

2 全体実施設計

- (1) 全体実施設計は、農村振興局長が別に定めるところにより、1の土地改良事業計画の案における工事計画に係る詳細な設計等を行うものとする。
- (2) 全体実施設計に必要な経費は、本事業の事業費に含まれるものとする。

第6 実証事業

- 1 本事業の実施地区において、農村振興局長が別に定める実施要件を満たし、先端技術の導入に資する取組（以下「実証事業」という。）に該当する取組を行おうとする場合は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。
- 2 実証事業に必要な経費は、本事業の事業費には含まれないものとする。

第7 事業の採択等

- 1 農林水産大臣は、第5の調査及び全体実施設計に基づき、予算の範囲内において、本事業の採択を行うものとする。
- 2 農林水産大臣は、本事業の採択を行った場合には、速やかにその開始に係る手続を了し、本事業に着手するものとする。

第8 負担軽減措置の指導

地方農政局長は、第4の1の事業について、当該事業が地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域の生産基盤整備を促進する観点から実施される趣旨を踏まえ、国庫負担額を除いた残額の負担については受益農業者の負担軽減措置が講じられるよう都道府県知事及び市町村長を指導するものとする。

第9 都道府県に負担させる負担金の額の算定方法

本事業に係る都道府県に負担させる負担金の額は、令第52条第1項第1号の2から第1号の5までに定めるところにより算定するものとする。

第10 令第52条第1項第1号の2の農林水産大臣が定める額

- 1 令第52条第1項第1号の2の農林水産大臣が定める額は3分の1とする。ただし、北海道の区域内において行う場合にあっては、100分の25とする。
- 2 令第49条第1項第4号の3に掲げる併せ行う事業の基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。
 - (1) 基幹事業と当該事業の受益地が錯そうし、又は隣接していること。
 - (2) 基幹事業と併せて行うことにより、当該事業の効果が高められ、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであること。
- 3 2の要件によらずに行う農業用道路の新設又は変更に係る令第52条第1項第1号の2の農林水産大臣が定める額は、100分の50とする。ただし、北海道の区域内

において行う場合にあつては、100分の45とする。

第11 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

第12 その他

国営緊急農地再編整備事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知)第5の規定に基づき調査又は全体実施設計が開始された地区については、第5の規定に基づき本事業に係る調査又は全体実施設計が開始されたものとみなす。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正規定は、令和5年度当初予算以降の予算に係るものについて適用し、令和4年度以前の歳出予算に係るものについては、なお従前の例による。